

議案第 5 2 号

東近江市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市体育施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市体育施設条例の一部を改正する条例

東近江市体育施設条例（平成 1 7 年東近江市条例第 1 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 から別表第 3 までを次のとおり改める。

別表第1（第2条関係）

名称		位置
東近江市布引運動公園	体育館 プール 多目的広場 ゲートボール場 弓道場	東近江市今堀町581番地11
	陸上競技場 多目的グラウンド グラウンドゴルフ場	東近江市芝原町1503番地
東近江市長山公園	グラウンド テニスコート ふれあいグラウンド	東近江市上大森町370番地
東近江市トレーニングセンター	体育館	東近江市下羽田町54番地
東近江市平田グラウンド		東近江市下羽田町84番地1
東近江市愛知川河川敷広場	グラウンドゴルフ場 広場	東近江市今代町118番地
東近江市蒲生体育館		東近江市市子川原町679番地
東近江市蒲生運動公園	野球場 第一グラウンド 第一テニスコート 第二テニスコート	東近江市上南町50番地
	第二グラウンド	東近江市蒲生寺町1155番地
東近江市ひばり公園	湖東スタジアム ひばりグラウンド テニスコート ひばりドーム パークゴルフ場 みすまの館	東近江市池庄町610番地
東近江市湖東体育館		東近江市池庄町488番地
東近江市すこやか杜運動公園	野球場 テニスコート	東近江市小田苺町1890番地
東近江市湖東プール		東近江市池庄町496番地
東近江市おくのの運動公園	体育館 野球場 グラウンド テニスコート フットサルコート 多目的広場	東近江市青山町70番地
東近江市永源寺運動公園	体育館 グラウンド ゲートボール場 広場	東近江市上二俣町44番地
東近江市能登川スポーツセンター	グラウンド 武道館 体育館	東近江市山路町600番地
東近江市やわらぎの郷公園	屋根付多目的広場 テニスコート 芝生広場	東近江市南須田町4番地
東近江市ふれあい運動公園	グラウンド ソフトボール場 パターゴルフ場 グラウンドゴルフ場	東近江市栗見新田町1224番地
東近江市五個荘体育館		東近江市五個荘小幡町297番地
東近江市織公園	野球場 ソフトボール場 テニスコート 子ども広場	東近江市五個荘川並町1204番地

別表第2(第2条の2関係)

施設名	休館・休場日	利用時間	
東近江市布引運動公園	(1) 水曜日(休日に当たるときは、その直後の休日等でない日の翌日) (2) 休日の翌日(休日等に当たるときは、その直後の休日等でない日)	体育館	午前9時から午後10時まで
		プール	午前(午前10時から午後零時30分まで)、午後(午後1時30分から午後4時まで)、夜間(午後5時30分から午後8時まで)の1日3回総入れ替え制
		多目的広場 ゲートボール場	午前9時から午後6時まで(6月から8月までは、午前9時から午後7時までとする。)
		弓道場 陸上競技場 多目的グラウンド	午前9時から午後10時まで
		グラウンドゴルフ場	午前9時から午後6時まで(6月から8月までは、午前9時から午後7時までとする。)
東近江市長山公園	(1) 水曜日(休日に当たるときは、その直後の休日等でない日の翌日) (2) 休日の翌日(休日等に当たるときは、その直後の休日等でない日)	午前9時から午後9時まで 夜間(午後6時から午後9時まで)の使用期間は、5月1日から10月31日までとし、テニスコートの使用期間は、3月1日から11月30日までとする。	
東近江市トレーニングセンター	(1) 水曜日(休日に当たるときは、その直後の休日等でない日の翌日) (2) 休日の翌日(休日等に当たるときは、その直後の休日等でない日)	午前9時から午後10時まで	
東近江市平田グラウンド	(1) 水曜日(休日に当たるときは、その直後の休日等でない日の翌日) (2) 休日の翌日(休日等に当たるときは、その直後の休日等でない日)	午前9時から午後6時まで(6月から8月までは、午前9時から午後7時まで) ただし、屋外運動場照明施設を使用する場合には、午後9時までとする。	
東近江市愛知川河川敷広場	(1) 水曜日(休日に当たるときは、その直後の休日等でない日の翌日) (2) 休日の翌日(休日等に当たるときは、その直後の休日等でない日)	午前9時から午後6時まで(6月から8月までは、午前9時から午後7時まで)	
東近江市蒲生体育館	(1) 火曜日(休日に当たるときは、その直後の休日等でない日の翌日) (2) 休日の翌日(休日等に当たるときは、その直後の休日等でない日)	午前9時から午後10時まで	
東近江市蒲生運動公園	(1) 火曜日(休日に当たるときは、その直後の休日等でない日の翌日) (2) 休日の翌日(休日等に当たるときは、その直後の休日等でない日)	野球場 第二テニスコート	午前9時から午後6時まで
		第一テニスコート 第一グラウンド	午前9時から午後10時まで
		第二グラウンド	午前9時から午後5時まで
東近江市ひばり公園	(1) 火曜日(休日に当たるときは、その直後の休日等でない日の翌日) (2) 休日の翌日(休日等に当たるときは、その直後の休日等でない日)	午前9時から午後10時まで	
東近江市湖東体育館	(1) 火曜日(休日に当たるときは、その直後の休日等でない日の翌日)	午前9時から午後10時まで	

	(2) 休日の翌日(休日等に当たるときは、その直後の休日等でない日)			
東近江市すこやか の杜運動公園	(1) 火曜日(休日に当たるときは、その直後の休日等でない日の翌日) (2) 休日の翌日(休日等に当たるときは、その直後の休日等でない日)	午前9時から午後10時まで		
東近江市湖東プー ル	(1) 月曜日 (2) 12月29日から翌年1月3日まで	火曜日	夜間	午後6時から午後9時まで
		水曜日から 金曜日まで	昼間	午後1時30分から午後4時まで
			夜間	午後6時から午後9時まで
		土曜日	昼間	午前9時30分から午後3時まで
			夜間	午後5時から午後8時まで
日曜日	昼間	午前9時30分から午後3時まで		
東近江市おくのの 運動公園	(1) 月曜日(休日に当たるときは、その直後の休日等でない日の翌日) (2) 休日の翌日(休日等に当たるときは、その直後の休日等でない日)	グラウンド 体育館		午前9時から午後10時まで
		野球場 テニスコート フットサルコート		午前9時から午後10時まで 夜間(午後6時から午後10時まで)の使用期間は、4月1日から10月31日までとする。
東近江市永源寺運 動公園	(1) 月曜日(休日に当たるときは、その直後の休日等でない日の翌日) (2) 休日の翌日(休日等に当たるときは、その直後の休日等でない日)	グラウンド		午前9時から午後9時まで 夜間(午後6時から午後9時まで)の使用期間は、5月1日から10月31日までとする。
		体育館		午前9時から午後10時まで
東近江市能登川ス ポーツセンター	(1) 月曜日(休日に当たるときは、その直後の休日等でない日の翌日) (2) 休日の翌日(休日等に当たるときは、その直後の休日等でない日)	グラウンド		午前9時から午後9時まで
		体育館 武道館		午前9時から午後10時まで
東近江市やわらぎ の郷公園	(1) 月曜日(休日に当たるときは、その直後の休日等でない日の翌日) (2) 休日の翌日(休日等に当たるときは、その直後の休日等でない日)	午前9時から午後4時まで		
東近江市ふれあい 運動公園	(1) 月曜日(休日に当たるときは、その直後の休日等でない日の翌日) (2) 休日の翌日(休日等に当たるときは、その直後の休日等でない日)	午前9時から午後4時まで		
東近江市五個荘体 育館	(1) 月曜日(休日に当たるときは、その直後の休日等でない日の翌日) (2) 休日の翌日(休日等に当たるときは、その直後の休日等でない日)	午前9時から午後10時まで		
東近江市織公園	(1) 月曜日(休日に当たるときは、その直後の休日等でない日の翌日) (2) 休日の翌日(休日等に当たるときは、その直後の休日等でない日)	午前9時から午後10時まで		

備考

- 1 12月28日から翌年1月3日までは、休館日とする。(ただし、湖東プールは除く。)
- 2 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 3 休日等とは、土曜日、日曜日及び休日をいう。

別表第3 (第6条関係)

種別又は区分		単位	金額	摘要
東 近 江 市 布 引 運 動 公 園	体育館	大アリーナ(3面)	1面1時間 600円 (ただし、3面利用の場合は1,400円、1.5面利用の場合は800円とする。) 特殊照明料 3面1時間 全灯600円 半灯300円	1面とは、バレーボールコート1面をいう。
		小アリーナ	1時間 特殊照明料1時間 600円 全灯200円	
		フィットネスルーム	1時間 600円	
		武道場	1時間 600円	
		会議室	1時間 300円	
		附属設備	放送設備 温水シャワー 1式 1人 2,000円 100円 (10人以上の団体は1団体1,000円)	
	プ ー ル	大人	1人1回 600円 回数券(11回) 6,000円	
		児童、生徒、高齢者及び障害者	1人1回 300円 回数券(11回) 3,000円	障害者を介護する者1人及び3歳未満に限り無料とする。
		団体貸切り	1時間 30,000円	
		コース占用	1コース 1時間 1,200円	コース占用料には入場料を含まない。
会議室		1時間 200円		
	多目的広場	1時間 300円		
	ゲートボール場		無料	
弓 道 場	貸切り使用	午前 9:00~13:00	2,800円	
		午後 13:00~17:00	2,800円	
		全日 9:00~17:00	5,000円	
		夜間 17:00~22:00	3,500円	
	個人使用	午前 9:00~13:00	200円	児童、生徒、高齢者及び障害者は半額とし、障害者を介護する者1人に限り無料とする。
		午後 13:00~17:00	200円	
夜間 17:00~22:00		300円		
陸 上 競 技 場	貸切り	平日1時間	2,000円	
		休日1時間	2,500円	
	共用	個人	1人1回 200円	児童、生徒、高齢者及び障害者は半額とし、障害者を介護する者1人に限り無料とする。
		団体(10人以上の場合)	1時間 1,000円	
	トレーニング室	市内在住者 1人1回(2時間以内)	400円 回数券(11回) 4,000円	中学生以下は利用できない。
			市外在住者 1人1回(2時間以内)	
		会議室	1時間 400円	
	来賓室	1時間 200円		

	附属設備	陸上競技用具団体用	1式1回	2,000円	
		陸上競技用具個人	1種目	100円	
		放送用具	1式1回	2,000円	
		写真判定装置	1式1回	30,000円	
		温水シャワー	1人	100円 (10人以上の団体は1団体1,000円)	
	多目的グラウンド (A面、B面、C面、D面)	1面1時間	400円	1面とは、ソフトボールコート1面をいう。	
		照明料1面1時間	1,000円		
		放送用具 1式1回	1,000円		
	グラウンドゴルフ場(8ホール)	1人半日 (午前・午後)	200円		
	長東山近公園市	グラウンド(A面)	1面1時間	600円	1面とは、ソフトボールコート1面をいう。
照明料1時間			2,000円		
グラウンド(B面、C面、D面)		1面1時間	300円		
テニスコート(2面)		1面1時間	300円		
		照明料1面1時間	300円		
ふれあいグラウンド	1時間	300円			
セト東ンレ近ター江市ンゲ	体育館(2面)	1面1時間	600円	1面とは、バレーボールコート1面をいう。	
	多目的スタジオ	1時間	400円		
ウ平東ン田近ドグ江ラ市	グラウンド	1時間	300円		
		照明料1時間	1,000円		
愛東知近川江市川敷広場	グラウンドゴルフ場	1人半日(午前・午後)	450円	児童、生徒、高齢者及び障害者は半額とし、障害者を介護する者1人に限り無料とする。	
		1人年間	7,800円	年間とは、利用許可書に記載された利用開始日から起算して1年間とする。児童、生徒、高齢者及び障害者は半額とし、障害者を介護する者1人に限り無料とする。	
	広場		無料		
蒲東生近江市体育館	体育館(2面)	1面1時間	600円	1面とは、バレーボールコート1面をいう。	
	会議室(A・B・C)	1時間	200円		
	卓球場	1台1時間	300円		
蒲東生近運江市公園	野球場	1時間	600円		
	第一グラウンド(A面・B面・C面・D面)	1面1時間	300円	1面とは、ソフトボールコート1面をいう。	
		照明料1時間	1,000円		照明設備はA面のみ
	第二グラウンド	1時間	300円		
	第一テニスコート(2面)	1面1時間	350円		
		照明料1時間	300円		
第二テニスコート(6面)	1面1時間	300円			

東近江市ひばり公園	湖東スタジアム	グラウンド	1時間	2,100円	
		本部席	1時間 (冷暖房使用の場合)	400円 (600円)	
		会議室	1時間 (冷暖房使用の場合)	400円 (600円)	
		審判室	1時間 (冷暖房使用の場合)	200円 (300円)	
		役員室	1時間 (冷暖房使用の場合)	200円 (300円)	
		更衣室	1部屋につき1時間	200円	
	附属設備	放送設備	1式	2,000円	
		スコアボード	1試合	2,800円	
		ナイター照明	1時間	全灯10,000円 半灯6,000円 1/4灯3,000円	
	ひばりグラウンド(2面)	1面1時間	300円	1面とは、ソフトボールコート1面をいう。	
		照明料 1面1時間	全灯2,000円 半灯1,000円		
		放送器具1式	1,000円		
	テニスコート(4面)	1面1時間	400円		
		照明料1面1時間	300円		
ひばりドーム(テニスコート2面)	1面1時間	800円			
	照明料1面1時間	400円			
パークゴルフ場	1人	600円	児童、生徒、高齢者及び障害者は半額とし、障害者を介護する者1人に限り無料とする。		
みすまの館	大会議室	1時間 (冷暖房使用の場合)	1,400円 (2,100円)		
	研修室1	1時間 (冷暖房使用の場合)	400円 (600円)		
	研修室2	1時間 (冷暖房使用の場合)	400円 (600円)		
	和室1	1時間 (冷暖房使用の場合)	200円 (300円)		
	和室2	1時間 (冷暖房使用の場合)	200円 (300円)		
	和室3	1時間 (冷暖房使用の場合)	200円 (300円)		
館湖東近江市体育市	体育館(2面)	1面1時間	600円	1面とは、バレーボールコート1面をいう。	

杜す東 運こ近 動や江 公か市 園の	野球場	1時間	600円		
		照明料1時間	2,000円		
	テニスコート(2面)	1面1時間	350円		
		照明料1面1時間	300円		
湖東近 東江 ブ市 ー市 ル	大人	1人1回	600円 回数券(11回) 6,000円		
	児童、生徒、高齢者及び 障害者	1人1回	300円 回数券(11回) 3,000円	障害者を介護する者1人及び3歳未満に 限り無料とする。	
	団体貸切り	1時間	30,000円		
	コース占用	1コース1時間	1,200円	コース占用料には入場料を含まない。	
東近江 市お く の 運 動 公 園	体育館	アリーナ(2面)	1面1時間	600円	1面とは、バレーボールコート1面をい う。
		軽運動室	1時間	300円	
		会議室	1時間	200円	
	野球場	1時間	600円		
		照明料1時間	2,000円		
	グラウンド(2面)	1面1時間	300円	1面とは、ソフトボールコート1面をい う。	
		照明料1面1時間	1,000円		
	テニスコート(2面)	1面1時間	350円		
		照明料1面1時間	300円		
	フットサルコート	1時間	900円		
照明料1時間		300円			
多目的広場	1時間	300円			
永東近 源江 寺江 運市 動公 園	体育館(2面)	1面1時間	600円	1面とは、バレーボールコート1面をい う。	
	グラウンド(2面)	1面1時間	300円		
		照明料 1面1時間	全灯1,500円 半灯1,000円		
	ゲートボール場		無料		
広場		無料			
セ能東 ン登近 タ川江 ー市 ス市 ポ ー ツ	グラウンド	1時間	300円		
		照明料1時間	1,500円		
	武道館	半面1時間	300円		
	体育館(2面)	1面1時間	600円	1面とは、バレーボールコート1面をい う。	
会議室	1時間	200円			
郷や東 公わ近 園ら江 のぎ 市の	屋根付多目的広場(4面)	1面1時間	450円	1面とは、ゲートボールコート1面をい う。	
	テニスコート(6面)	1時間	300円		
	芝生広場		無料		

東近江市ふれあい運動公園	グラウンド(2面)	1面1時間	300円	1面とは、ソフトボールコート1面をいう。
	ソフトボール場(4面)	1面1時間	300円	
	パターゴルフ場	1人1ラウンド	300円	児童、生徒、高齢者及び障害者は半額とし、障害者を介護する者1人に限り無料とする。
		1人半日	500円	
	グラウンドゴルフ場	1人半日(午前・午後)	450円	児童、生徒、高齢者及び障害者は半額とし、障害者を介護する者1人に限り無料とする。
1人年間		7,800円	年間とは、利用許可書に記載された利用開始日から起算して1年間とする。児童、生徒、高齢者及び障害者は半額とし、障害者を介護する者1人に限り無料とする。	
五個荘市	体育館(大)(2面)	1面1時間	600円	1面とは、バレーボールコート1面をいう。
	体育館(小)	1時間	600円	
東近江市織公園	野球場	1時間	600円	
		照明料1時間	2,000円	
	ソフトボール場	1時間	300円	
		照明料1時間	1,000円	
	テニスコート(2面)	1面1時間	350円	
		照明料1面1時間	300円	
	子ども広場		無料	

備考

- 1 原則として、規定時間外に利用することはできない。ただし、特別の理由により時間区分を超えて利用するときの使用料は、5割に相当する額をその超える1時間ごとに加算した額とする。
- 2 市外在住者又は市外に所在する法人若しくは団体（陸上競技場の共用に当たっては、県外在住者又は県外に所在する法人若しくは団体）が利用する場合は、当該額（照明料及び附属設備使用料は除く。）の2倍に相当する額とする。ただし、弓道場、プール、トレーニング室及びパークゴルフ場は除く。
- 3 1時間に満たない時間がある場合は、1時間とみなして計算する。
なお、準備及び後始末に要する時間は利用時間に含まれるものとする。
- 4 照明設備の使用時間が1時間を超えたときは、超えた時間30分ごとに当該使用料の2分の1に相当する額を加算する。
- 5 この表に掲げる施設で電気、水道又は冷暖房を使用する場合は、実費相当額を別に徴収することができる。
- 6 10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 7 布引運動公園において、入場料その他これに類する金銭を徴収する場合の使用料は、当該使用料の3倍に相当する額に入場料総収入額の1割に相当する額を加算した額とする。入場料その他これに類する金銭を徴収しない場合であってもスポーツ以外に利用する場合の使用料は、当該使用料の2倍に相当する額とする。
- 8 休日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 9 平日とは、休日以外の日をいう。
- 10 児童とは、3歳以上の幼児及び小学校の児童をいう。
- 11 生徒とは、中学校及び高等学校の生徒をいう。
- 12 高齢者とは、65歳以上の者をいう。
- 13 障害者とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者、滋賀県療育手帳制度実施要綱（昭和48年12月1日施行）に規定する療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。
- 14 貸切りとは、団体が競技会、行事等で利用する場合をいう。
- 15 共用とは、陸上競技用の施設を利用する場合において、占有することなく利用者が譲り合って利用することをいう。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。